

第6章

韓国

関税

関税構造

*本件は、WTO 協定をはじめとする国際ルール整合性の観点からは明確に問題があると言えない貿易・投資関連政策・措置であるが、以下の懸念点に鑑み、掲載することとした。

<措置の概要>

関税法や関連法規において、基本税率、暫定税率及び弾力関税率(ダンピング防止関税、相殺関税、報復関税、緊急関税、季節関税及び国際協力関税など)が規定されている。対日輸入適用税率には、MFN税率又は地域的な包括的経済連携(RCEP)協定税率が適用される。また、輸出を前提として輸入される物品や原材料などに対する関税優遇措置(減免税及び還付)がある。

2020年時点の非農産品の単純平均譲許税率は9.8%であるが、織物(最高 51.7%)、衣類(最高 35%)、電気機器(最高 20%)等の高い譲許税率が存在する。また、2020 年時点の非農産品の譲許率は94.1%である。非譲許品目としては、貨物自動車(最高実行関税率 10%)、医薬品(最高実行関税率 8%)等があり、2020年時点の非農産品の単純平均実行関税率は6.6%である。

<懸念点>

高関税そのものは譲許税率を超えない限り WTO 協定上問題はないが、自由貿易を促進し、経済厚生を高めるという WTO 協定の精神に照らし、上記のような譲許税率におけるタリフピーク(第II部第5章

1. (1)③参照)を解消し、関税はできるだけ引き下げることが望ましい。

<最近の動き>

IT 製品の市場アクセス拡大の促進に向けて、2015 年12 月に妥結されたITA拡大交渉(詳細は、第II部第5章2 (2) ITA(情報技術協定)交渉を参照)について、韓国は、2016 年12 月から対象品目201品目の関税撤廃を開始した。例えば、高関税品目としては、ポリッシングパッド(30%)、無線操作制御機器(20%)、マイクロホン(16%)等が挙げられる。これらを含む全対象品目の関税が2023 年までに撤廃されることになる。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けて、2020 年4 月14 日、関税法71 条に基づき、同年3 月18 日から6 月30 日までの期間において、手術用・衛生用マスク及びメルトブロー(不織布)フィルター(HS 6307.90.90、5603.12.10、5603.12.90、5603.92.00)の輸入関税を一時的に免除する措置が行われた。

アンチ・ダンピング

日本製ステンレス棒鋼に対するサンセツトレビュー(DS553)

<措置の概要>

2016 年6 月、韓国政府は、日本からのステンレススチール棒鋼に対する第3次サンセツトレビューを開始したところ、2017 年6 月、韓国政府は、3 年間課税措置を延長する旨の決定をした。

＜国際ルール上の問題点＞

AD 協定第 11.3 条は、AD 課税はその賦課の日又は最新の見直しの日から 5 年以内に撤廃することを原則とし、例外的に AD 措置の継続が許容されるためには、AD 税の撤廃がダンピング及び損害の存続又は再発をもたらす可能性が必要であることを規定する。本件では、日本産輸入品は特殊用途向け製品が多く、他方で、韓国の国内産品や同じく調査対象国であるインドからの輸入品は汎用向け製品が多く、日本産輸入品は韓国産品に対して重大な損害を与えるような競争関係になく、また、韓国市場には中国等からの低価格輸入が大量に存在しているところ、日本産輸入品に対する AD 課税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定には瑕疵があり、AD 協定第 11.3 条に違反する。

＜最近の動き＞

2016 年 10 月、2017 年 4 月及び同年 10 月の WTO・AD 委員会において、我が国は、上記国際ルール上の懸念点について指摘を行い、措置の長期化に深い懸念を表明した。また、2016 年 11 月に本件 AD 措置に関して韓国調査当局が主催した公聴会及び 2017 年 5 月に提出した政府意見書においても、日本政府として同趣旨の懸念を表明した。それにもかかわらず、韓国政府は 2017 年 6 月、3 年間の課税措置延長を決定した。そこで、我が国は、2018 年 6 月、WTO 協定に基づく二国間協議要請を行い、同年 8 月、二国間協議を実施したが、韓国側から措置撤廃に向けた見通しが示されなかったことから、我が国は、同年 9 月、WTO 協定に基づくパネル設置要請を行い、同年 10 月にパネルが設置された。

2020 年 11 月に発出されたパネル報告書は、日本産輸入品が韓国産品より相当程度高価であることや中国等からの低価格輸入が大量に存在していることが適切に考慮されていないため、日本産輸入品に対する AD 課税の撤廃により、韓国国内産業への損害が再発する可能性があるとする認定に瑕疵があり、AD 協定第 11.3 条に違反すると判示した。また、日本生産者に輸出余力があるとする認定の前提として、日本生産者の生産能力を認定する際に、必要なパラメータを示すことなく日本生産者自身が提出したデータを用いなかった点についても、上記認定は合理的理由を欠き瑕疵があり、AD 協定第 11.3 条に違反するとしている。その他、秘密情報の扱い（AD 協定

第 6.5 条）や二次情報の扱い（同第 6.8 条）についても協定違反を認定し、結論として韓国に対し本件措置の是正を勧告した。

2021 年 1 月、韓国は、WTO 上級委員会に上訴した。また、韓国政府は、2020 年 1 月に第 4 次サンセットレビューを開始しており、2021 年 1 月に 3 年間課税措置を延長する旨決定した。

韓国に対しては、パネル報告書を受け入れ、WTO 協定に反すると認定された措置を、誠実かつ速やかに撤廃することを強く求めてきたところであり、日本企業への不当な課税が継続されないよう、引き続き、強く求めている。

基準・認証制度

日本産水産物等の輸入規制

＜措置の概要＞

韓国は、2011 年 3 月の東京電力（株）福島第一原子力発電所における事故後、日本産水産物等への輸入規制を順次導入。さらに、2013 年 9 月には輸入規制を強化し、(i) 8 県産（青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬及び千葉）の全ての水産物の輸入禁止措置、(ii) 輸入を禁止しない食品について追加検査措置（韓国側の検査で少しでもセシウム、ヨウ素が検出された場合にはストロンチウム、プルトニウム等の検査証明書を追加で要求）等の輸入規制を講じている。

＜国際ルール上の懸念点＞

韓国が講じる輸入規制は、日本産水産物等を恣意的又は不当に差別して扱う措置であること、必要以上に貿易制限的であること等から、SPS 協定第 2 条第 3 項、第 5 条第 5 項及び第 5 条第 6 項に非整合的である。さらに、日本の要請に対して輸入規制に係る情報提供が不十分であること等から、SPS 協定第 4 条、第 5 条第 8 項、第 7 条等に非整合的である。

＜最近の動き＞

これまで我が国は、二国間での働きかけや、WTO・SPS 委員会における「特定の貿易上の懸念」の表明、韓国で設立された「専門家委員会」の委員に

よる現地調査の受け入れなど、韓国に対して措置の緩和・撤廃に向けた働きかけを行ってきた。2015年5月にはWTO協定に基づく協議を要請し、同年6月に日韓二国間協議を行ったが、韓国側から規制撤廃に向けた見通しが示されなかった。そのため、我が国は2015年8月、WTO協定に基づくパネル設置要請を行い、同年9月のパネル設置後2年半にわたる検討を経て、2018年2月にパネル報告書が公表された。同報告書において、パネルは8県産水産物の輸入禁止措置及び日本産のすべての食品に関する追加検査要求が、当該水産物を恣意的又は不当に差別していること、また必要以上に貿易制限的措置であることから、SPS協定第2条第3項、第5条第6項に反し、また、その措置の不公表及び情報提供の欠如につき、利害関係を有する加盟国が知ることできるように速やかに公表していないとして、SPS協定第7条に反すると認定している。

2018年4月9日、韓国はパネルの判断には問題があるとして、DSBに対し上級委員会に上訴する旨を通知し、同月16日、我が国も、パネル報告書において我が国の主張が認められなかった論点について反上訴を行う旨の通知をDSBに対し行った。その後、2019年4月に上級委報告書が公表された。同報告書において、上級委はパネルの検討が不十分であったとして、韓国の措置がSPS協定第2条第3項、第5条第6項に反するとのパネルの認定を取り消した。しかし、上級委は韓国の措置がこれらの規定に反するか否かについて自ら判断を下さなかったため、紛争が未解決のまま残されている。

かかる上級委報告書によって、紛争が未解決のまま残されることもあるという紛争解決制度に内在する課題が顕在化したことを踏まえ、我が国は2019年4月に、WTO紛争解決メカニズムがより適切に機能するための議論を行うことを求める文書をDSBに提出するとともに、同年5月のDSB定例会合において

「①本件紛争案件（韓国水産物ケース）は特に科学的・技術的側面が強く、パネルは、5名の専門家の意見を仰ぐなどして綿密な事実認定を実施。上級委員会は、パネルの事実認定を十分に踏まえてパネルの法的分析及び結論の双方を精査すべきであった、②上級委員会がWTO加盟国から委ねられている役割は、紛争解決の確保。今回、上級委員会は、韓国に

よる規制措置についてWTO協定整合性を示さないとの判断をとった点において、役割を逸脱した一面がある。これは加盟国が直面する深刻な問題であり、是正が必要である」旨の問題提起を行った。

補助金

造船補助金

<措置の概要>

韓国は、2015年10月以降、自国造船業への公的助成を大々的に実施している。具体的には、(i)公的金融機関による国内造船所（大宇造船海洋）への金融支援、(ii)造船所の受注支援のための前受金返還保証の発給、(iii)船舶新造支援プログラム（官民ファンド）等による海運会社に対する新造船購入支援、(iv)エコシップへの代替建造補助（新造船価の一部を補助）等の措置を講じており、これらの措置は市場を歪曲し、造船業における供給能力過剰問題の早期解決を阻害するおそれがある。

<国際ルール上の問題点>

韓国による過度な企業救済、船舶の輸出を前提とした保証、建造補助等により、韓国企業による低船価受注が繰り返され、国際市場における船価が大幅に下落している。また、市場船価の下落に伴う失注・競合断念により、我が国のシェアが大幅に下落している。韓国の自国造船業へのこうした公的助成は、WTO補助金協定に規定する輸出補助金等に該当し、同協定第3条等に違反する疑いが強い。

<最近の動き>

韓国に対しては、2015年に公的金融機関による大宇造船海洋への金融支援が決定されて以降、OECD造船部会等の機会を通じて累次にわたり問題を指摘し、また2018年10月には国土交通省海事局と韓国産業通商資源部との局長級協議を実施し、措置の早期撤廃を要求したが、撤廃には至っていない。

これを受け2018年11月及び2020年1月に我が国は、韓国の自国造船業への過度な公的支援はWTO協定違反として、紛争解決手続に基づき申立てを行い、

協議を進めている。

また、2021 年 11 月の第 133 回 OECD 造船部会においても、韓国の公的支援措置の内容について説明を求めるとともにその透明性の確保を要請しており、我が国としては、韓国の公的支援制度が WTO 協定に整合的に運用されるよう、引き続き韓国側に求めている。

